

小清水町障害者活躍推進計画

機関名	小清水町役場
任命権者	小清水町長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
小清水町役場における障害者雇用に関する課題	小清水町役場においては、令和4年度における障害者任免状況通報において法定雇用率が未達成であり、これまで障害者に限定した募集は行っているが、応募がなく、採用には至っていない。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 令和7年6月1日時点 2.8% （参考）令和4年6月1日時点の実雇用率 0%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○令和2年度設置した、障害者雇用推進者、職員厚生係長、生涯学習課長、衛生管理者を構成員とする「障害者雇用推進チーム」により、引き続き計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 ○職員の相談窓口を設定し、グループウェアシステム等により全職員に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難になった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、専用の駐車場、動線を考慮した机の配置など、負担を軽減するための就労環境を整備する。 ○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○関係機関との連携により、職場実習を実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら

	<p>れること」といった条件を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>